

玉東町行政情報配信機器故障対応要領

(目的)

第1条 この要領は、玉東町行政情報配信機器給付事業実施要綱(平成27年玉東町告示第7号。以下「要綱」という。)第6条の規定に基づき、要綱第2条に定める給付機器のうち付属品を除くもの(以下「光ボックス」という。)の故障対応のために必要な事項を定めるものとする。

(故障対応)

第2条 光ボックスの給付を受けた者から故障対応の要望があった場合、基本的に玉東町では対応を行わない。ただし、次の各号に定める条件を全て満たす場合はこの限りではない。

- (1) 要綱に基づき光ボックスの給付を受けた者で、故障対応要望時点で玉東町に居住していること
- (2) 玉東町が行う光ボックスの故障検査で故障していることが明らかになること
- (3) 玉東町が保有する光ボックスの在庫が存在すること
- (4) 本要領による光ボックスの交換を受けたことがないこと

(光ボックスの交換申請)

第3条 前条に定める条件を全て満たす場合に限り、故障した光ボックスと町が保有する光ボックスとの交換を行う。交換を希望する者は、光ボックス故障交換申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に必要事項を記入し、故障が疑われる光ボックスと併せて玉東町に提出する。

(光ボックス交換可否の審査及び通知)

第4条 前条に定める申請があった場合、玉東町は申請書の内容及び光ボックスの故障の有無をそれぞれ審査し、申請者に交換の可否を通知する。

(交換の実施)

第5条 前条に定める規定により、交換可の通知を受けた者は、故障した光ボックスと玉東町が保有する光ボックスとの交換を行うものとする。

(故障した光ボックスの処理)

第6条 前条によって申請者から町が譲り受けた故障した光ボックスについては、玉東町で処分を行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年9月20日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

平成 年 月 日

光ボックス故障交換申請書

玉東町行政情報配信機器給付事業実施要綱に基づき、行政情報配信機器「光ボックス」の給付を受けましたが、機器が不調となりました。そのため、本紙のとおり光ボックスの交換を申請します。

申請者氏名	
世帯主氏名 [※]	
住所	
連絡先	

※申請者が世帯主の場合は省略可

ご記入いただいた個人情報、本事業に関するご連絡など、行政サービスの運営を目的として使用します。法律の定め等ある場合を除き、第三者に情報を提供することはありません。

本申請内容に虚偽はありませんので、光ボックスの交換をお願いします。

署名 _____ 印